

令和6年度 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の 日程について

1 研修の対象者

登録時研修（登録政治資金監査人の登録後、最初に受ける研修）を修了した登録政治資金監査人

2 日程及び受講方法

別紙1（裏面）のとおり

3 研修内容

(1) 再受講研修<特に希望される方が受講するもの>

政治資金監査に関する具体的な指針 等（登録時研修と同内容）

(2) 実務向上研修<できる限り受講することが望ましいもの>

政治資金監査における誤りやすい事例、政治資金監査のポイント、
演習問題 等

これまでの政治資金監査で見られた誤りの事例を踏まえ作成した演習問題を通じて、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に関し、特に誤りやすい事例や留意すべき点について重点的に解説を行うなど、実際の政治資金監査を適確に実施していただく上で役立つ内容

※ 集合研修では、あらかじめお送りいただいたご質問等にお答えすることができます。

4 参加費

再受講研修・実務向上研修：無料

5 申込の方法

別紙2（政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書（電子データは当委員会ホームページにも掲載。））に必要事項を記入の上、申込期限までに、当委員会事務局宛てに電子メールでお申し込みください。

※ 申込期限後であっても、会場に余裕がある場合は研修受講が可能ですので、申込状況等については適宜当委員会事務局にお問い合わせください。

6 その他

- ・ 研修（再受講研修・実務向上研修）を受講された方のうち、希望される方には、研修終了後に「研修受講証明書」をお渡しします。
- ・ 研修の受講等に関して、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

総務省 政治資金適正化委員会

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

TEL：03-5253-5598（直通）

Email：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）内「政治資金適正化委員会」で検索してください。

申込期限後であっても、会場に余裕がある場合は研修受講が可能ですので、申込状況等については適宜当委員会事務局にお問い合わせください。

令和6年度 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の日程及び受講方法

- 集合研修・政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修
 ○個別研修・政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修
 ○リモート研修・政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修

	集合研修					個別研修		リモート研修	
	実施日時	開催地	会場	定員	申込期限	実施日時	会場	実施日時	会場
4月									
5月									
6月	6月28日(金) 再受講 9:30～12:30 実務向上 13:15～16:00	東京都	TKP赤坂カンファレンスセンター(ホール13A) 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル 13階	約300名	5月31日(金)	年間を通じて実施中。 (土・日曜、祝祭日、年末年始除く)	政治資金適正化委員会事務局内 (東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館)	令和6年9月～令和7年1月頃にかけて実施予定。 ※詳細については、ホームページに掲載の「政治資金監査実務に関するリモート研修について」をご参照ください。	受講者の自宅のパソコン等で研修動画を視聴。
	約300名								
7月	7月19日(金) 再受講 9:30～12:30 実務向上 13:15～16:00	大阪市	CIVIL研修センター新大阪東(E705) 大阪府大阪市東淀川区東中島1-19-4 LUCID SQUARE SHIN-OSAKA 7階	約120名	6月21日(金)				
	約120名								
8月	8月2日(金) 再受講 9:30～12:30 実務向上 13:15～16:00	仙台市	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口(ホール6C) 宮城県仙台市青葉区花京院1-2-15 ソララプラザ 6階	約70名	7月5日(金)				
	約70名								
8月	8月30日(金) 再受講 9:30～12:30 実務向上 13:15～16:00	福岡市	TKPカンファレンスシティ博多(TKPホール) 福岡県福岡市博多区博多駅前3-19-5 博多石川ビル 1階	約80名	8月2日(金)				
	約80名								
9月	9月20日(金) 再受講 9:30～12:30 実務向上 13:15～16:00	広島市	TKP広島本通駅前カンファレンスセンター (カンファレンスルーム3B) 広島県広島市中区紙屋町2-2-12 信和広島ビル 3階	約50名	8月23日(金)				
	約50名								
10月	10月4日(金) 再受講 9:30～12:30 実務向上 13:15～16:00	札幌市	TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 (カンファレンスルーム5A) 北海道札幌市中央区北4条西6-1 毎日札幌会館 5階	約50名	9月6日(金)				
	約50名								
10月	10月25日(金) 再受講 9:30～12:30 実務向上 13:15～16:00	名古屋	TKP名鉄名古屋駅前カンファレンスセンター(ホール9H) 愛知県名古屋市中村区名駅1-2-4 名鉄バスターミナルビル 9階	約100名	9月27日(金)				
	約100名								
11月	11月15日(金) 再受講 14:00～17:00 実務向上 17:45～20:30	東京都	TKP神田ビジネスセンター(ホール401) 東京都千代田区神田美土代町3-2 神田アペビル 4階	約100名	10月18日(金)				
	約100名								
12月									
1月									
2月									
3月									
	約100名								
3月	3月28日(金) 再受講 9:30～12:30 実務向上 13:15～16:00	東京都	全国都市会館(第1会議室) 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館 3階	約150名	2月28日(金)				
	約150名								

※ 集合研修における再受講研修は、登録時研修と併せて開催されます。再受講研修の定員は、登録時研修受講者数との合計です。

フォローアップ研修（申込）

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

受講申込日（送付日）	令和 年 月 日
氏 名	
登 録 番 号	
電 話 番 号	
電 子 メール ア ド レ ス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄（受講希望日）

	研修の実施日	研修の実施場所（例：東京都）
	受講する研修の選択	
第1希望	令和 年 月 日	
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	
第2希望	令和 年 月 日	
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	

個別研修の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

	研修の実施日	研修の時間
	受講する研修の選択	
第1希望	令和 年 月 日	午 前 ・ 午 後 ・ 終 日
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	
第2希望	令和 年 月 日	午 前 ・ 午 後 ・ 終 日
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※受講を希望する研修が「再受講研修のみ」又は「実務向上研修のみ」の場合には、午前（10:00～13:00）又は午後（13:30～16:30）のいずれかを選択することとし、「両研修」の場合には、終日（10:00～16:30）を選択すること。

リモート研修の申込記入欄（受講希望月）

	研修の実施月	受講する研修の選択
第1希望	令和 年 月	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修
第2希望	令和 年 月	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること（リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること。）。

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

当委員会が実施するフォローアップ研修は、公認会計士にあっては（実務向上研修に係る集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあっては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施するフォローアップ研修について、（受講者の同意に基づき）両会における研修単位又は受講時間（以下「研修単位等」という。）の認定に必要な情報を当委員会から両会に提供することで、受講者が両会に研修単位等の認定を申請することなしに、受講者の研修単位等として認定していただくことも可能です。

ただし、日本公認会計士協会への実務向上研修に係る個別研修及びリモート研修の研修単位等の認定申請は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により行うことが必要です。

つきましては、該当する□に☑を入れてください。

私（申込人）は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報（氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日）を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

同意します。（日本公認会計士協会 日本税理士会連合会）

（同意する場合、どちらの会に提供してよいか☑を入れてください。両方の場合、両方とも☑を入れてください。☑を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。）

士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	
税理士登録番号	

同意しません。

（同意しない場合、受講者ご自身から関係士業団体へ、直接、研修単位等の認定の申請をお願いします。）

※本同意は、本申込書によってお申込みされた研修のみ有効とします。次年度等の研修においても引き続き同意される場合には、当該申込書においても同意しますに☑を入れてお申込みください。

注意事項

【集合研修・リモート研修を希望する方】

集合研修及びリモート研修についての開催日等の詳細な内容につきましては、総務省政治資金適正化委員会事務局のホームページをご確認いただきますようお願いします。

開催日等のホームページ掲載後、上記申込記入欄に記入の上、電子メールによりお申込み下さい。なお、この申込をもって、リモート研修に係る個人情報の取り扱い（開催案内に記載）について同意したものといたします。

【個別研修を希望する方】

個別研修を希望する方は、個別研修の申込記入欄に記入の上、電子メールにより研修希望日の1週間前までにお申し込みください。

記入いただいた連絡先は、研修受講に当たり使用し、その他の目的のために使用することはありません。

【申込・問い合わせ先】総務省政治資金適正化委員会事務局

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館9階

TEL: 03-5253-5598(直通)

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

質問事項欄

※ 研修の「質疑」は、本用紙において記入いただいた質問事項についてとりまとめの上、回答する方式としますので、政治資金監査に関して質問事項のある方は、上記の質問事項欄に具体的にご記入ください（集合研修を受講する方のみ）。

政治資金監査実務に関する

フォローアップ研修（個別研修）の実施について

1 受講できる研修の種類

- ① 再受講研修
- ② 実務向上研修

(※) ②実務向上研修について、現時点の個別研修で受講できるのは令和5年度版となります。令和6年度版については、9月上旬頃に受講ができるようになる見込みです。

2 研修日時

平日（注）10時～17時のうち再受講研修は3時間程度、実務向上研修は2時間半程度

（注）土・日曜、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。

3 研修場所

政治資金適正化委員会が定める場所（詳細は、研修受講通知書に記載）

4 研修の実施方法

集合研修の講義と同内容の資料及び映像・音声データを組み込んだ研修用映像教材をパーソナルコンピュータにてヘッドホンを使用の上、視聴していただきます。

5 研修の申込方法

個別研修を希望する方は、受講希望日の1週間前までに、研修受講申込書に必要事項を記入の上、政治資金適正化委員会あてに電子メールにより提出してください。
なお、やむを得ない理由により、ご希望の日時では受講できない場合があります。

6 研修手数料

無料

7 研修受講者における受講等の流れ

- ① 研修受講申込書（受講日時を記載）を電子メールにより提出
- ② 研修受講通知書を電子メールにて受領
- ③ 研修を受講（研修用映像教材を視聴）
- ④ （希望者は）研修受講証明書を受領

[研修申込先・問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局
〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎第2号館9階

電話：03-5253-5111（代表）

03-5253-5598（直通）

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

1 概要

当委員会が実施する登録時研修及びフォローアップ研修(以下「各種研修」という。)は、公認会計士にあっては(登録時研修及び実務向上研修に係る集合研修に限り)日本公認会計士協会が会員に対して義務づけているCPD(継続的専門能力開発)の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあっては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する各種研修について、(受講者の同意に基づき)両会における研修単位又は受講時間(以下「研修単位等」という。)の認定に必要な情報を当委員会から両会に提供することで、受講者が両会に研修単位等の認定を申請することなしに、受講者の研修単位等として認定していただくことも可能です。

2 同意方法

各種研修の申込書(裏面)の同意欄に、必要事項を記入します。
(記載例は、以下のとおりです。)

私(申込人)は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報(氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日)を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

同意します。(日本公認会計士協会 日本税理士会連合会)
(同意する場合、どちらの会に提供してよいか を入れてください。両方の場合、両方とも を入れてください。
を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。)

士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	1 2 3 4 5
税理士登録番号	1 2 3 4 5 6

同意しません。
(同意しない場合、受講者ご自身から関係士業団体へ、直接、研修単位等の認定の申請をお願いします。)

①同意する場合、同意しますに を入れ、提供可能な士業団体にも を入れてください。

②同意する場合、士業としての登録番号を記入してください。

3 注意事項

- (1) 同意は、当該申込書によってお申込みされた研修のみ有効です。次年度等の研修においても引続き同意される場合には、当該次年度等の研修の申込書においても同意しますに を入れてお申込みください。
- (2) 公認会計士にあっては、登録時研修及び実務向上研修に係る集合研修に限り、本制度が利用可能です。登録時研修及び実務向上研修に係るリモート研修及び個別研修を受講される場合は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により日本公認会計士協会へ申請することが必要です。

[研修申込先・問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局
〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎第2号館9階

電話：03-5253-5111 (代表)

03-5253-5598 (直通)

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

～ 登録事項に変更のある方へ ～

※政治資金規正法第19条の21の規定により、登録を受けた事項に変更を生じたときは、変更の登録を申請しなければなりません。

登録政治資金監査人変更登録申請書の添付書類について

変更に係る事項が下記のいずれかに該当する場合には、登録事項の変更の確認のため、次に掲げる書類を提出してください。

1. 氏名、本籍の変更に係るものは、その事実を証する戸籍抄本（変更登録申請日前3ヶ月以内に作成されたもの）
2. 住所の変更に係るものは、その事実を証する住民票の写し（変更登録申請日前3ヶ月以内に作成され、個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
3. 政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する旨の変更に係るものは、その他の弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面（日本弁護士連合会、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会が発行した証明書で、変更登録申請日前3ヶ月以内に作成されたもの）

※ 氏名、事務所の名称又は事務所の所在地に変更がある場合は、登録政治資金監査人証票を再交付するため、登録政治資金監査人証票と申請者の写真1葉（無帽、無背景、縦2.8cm、横2.4cm、撮影後3ヶ月以内のもの、裏面に氏名を記入）を併せて提出してください。

（参考）変更登録申請に必要な添付書類一覧表

変更事項 \ 添付書類	戸籍抄本	住民票の写し	士業の証明書	監査人証票	写真1葉
氏名	○	—	—	○	○
本籍	○	—	—	—	—
住所	—	○	—	—	—
電話番号	—	—	—	—	—
政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する旨	—	—	○	—	—
事務所の名称	—	—	—	○	○
事務所の所在地	—	—	—	○	○
事務所の電話番号	—	—	—	—	—

注：戸籍抄本、住民票の写し及び資格証明書については、コピーしたものではなく、原本を添付してください。

登録政治資金監査人変更登録申請書

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所
(変更後又は現在)

事務所
所在地等
(変更後又は現在)

(登録番号第 号) 登録政治資金
監査人氏名

登録政治資金監査人名簿に登録を受けた事項に変更が生じたので、政治資金規正法第19条の21の規定により、変更の登録を、下記のとおり申請します。

記

登録事項	変更後の内容		変更前の内容	変更発生日
ふりがな				平・令 年 月 日
氏名				平・令 年 月 日
本籍				平・令 年 月 日
住所	〒 TEL ()		〒 TEL ()	平・令 年 月 日
政治資金規正法 第19条の18 第1項各号のい ずれかに該当す る者である旨、 その資格の取得 年月日及び 資格番号	政治資金規正法 第19条の18 第1項各号のい ずれかに該当す る者である旨 (いずれかに○)	1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士	1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士	平・令 年 月 日
	取得年月日			平・令 年 月 日
	資格番号			平・令 年 月 日
イ 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合				
主たる 事務所	名称			平・令 年 月 日
	所在地	〒 TEL ()	〒 TEL ()	平・令 年 月 日
従たる 事務所	名称			平・令 年 月 日
	所在地	〒 TEL ()	〒 TEL ()	平・令 年 月 日
ロ イに掲げる場合以外の場合				
事務所	名称			平・令 年 月 日
	所在地	〒 TEL ()	〒 TEL ()	平・令 年 月 日
変更の理由				

(添付書類) 変更の事実を証する書類(イ又はロの変更の場合を除く。)

- (注) 1 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。
2 変更があった事項のみ記載すること。